

介護保険に関するQ&A

■65歳になられる方

【質問】

65歳になったら保険料の通知が来るのはなぜですか。

【答え】

介護保険料は40歳から64歳までの方（第2号被保険者）については、健康（医療）保険料の中に含めて、ご加入の健康（医療）保険組合のルールに基づいて支払うことになっています。65歳になられた月（誕生日の前日の属する月）からは第1号被保険者となり、介護保険料はお住まいの市町村〔柏原市〕へ納めていただくこととなります。介護保険担当〔高齢介護課介護管理係〕から介護保険料納入通知書が送付されます。

【質問】

介護保険は加入しなければならないのですか。

【答え】

介護保険は皆保険制度です。介護保険法に基づき、本人の届け出が無くても、柏原市に住所がある65歳以上のすべての方が第1号被保険者となります。介護保険被保険者証は65歳になられた月（誕生日の前日の属する月）の前月に普通郵便でお届けします。介護保険料納入通知書は、65歳になられる月の翌月（4月から6月の間に65歳になられた場合は7月上旬）に送付します。介護保険は、被保険者一人ひとりに保険料をご負担いただき、社会全体で介護を支える社会保障制度です。ご理解いただきますようお願いいたします。

【質問】

介護保険料納入通知書が届きましたが、年金から引かれるのではないのですか。

【答え】

65歳になられた方は、年金の有無にかかわらず、全員が最初は納付書でのお支払いとなります（口座振替を申し込まれた方はご指定口座からの引落とし）。その後、特別徴収（年金からの天引き）可能な方であると日本年金機構等が判断した方については、柏原市と日本年金機構等で手続きをし、順次特別徴収（年金からの天引き）が開始されます。

新たに特別徴収（年金からの天引き）になる方については、市から通知書を送付いたしますので、そちらで確認をお願いします。

【質問】

65歳の誕生日を月末に迎えたのですが、1か月分の保険料を丸々支払うのですか。

【答え】

介護保険料は、健康保険料と同様に月割賦課となっております。これは全国統一で、資格を得た月（65歳到達、転入）から保険料がかかり、資格を失った月（死亡、転出）は保険料がかからないことになっています。そのため、日数に関係なく、65歳になる月から介護保険料の計算対象となり、また、健康保険に含まれる介護保険分はその前月までの計算

となっています。

なお、1 日生まれの方は前月末日が満年齢到達日になりますので、前月を含めて介護保険料が計算され、健康保険に含まれる介護保険分は前々月までの計算となります。

【 質 問 】

65 歳以上の介護保険料が健康保険に含まれていた時より高額になったと思うのですが。

【 答 え 】

40 歳から 64 歳までの健康保険に含まれる介護保険分は、会社での健康保険のルールに基づき、会社での月額報酬等から割り出し、健康保険料と同じく会社が一部負担します。国保の介護保険分もこれに合わせるため、国が一部負担しています。

65 歳以上の介護保険料は、世帯の市民税課税状況やご本人の合計所得（年金、給与などによる合計所得）等に基づき所得段階別に賦課します。また、会社や国による負担分がないため、一般には、健康保険に含まれる介護保険分の、約倍額程度に上がることとなります。（あくまでも、全体の平均額の目安で、実際には個人の収入状況等により差があります。）

また、年度（4 月から翌年 3 月）の途中で 65 歳になった方や転入された方は、少ない納期数でのお支払いとなるため、1 納期あたりの保険料が高額になりますが、月額に直した保険料は、各所得段階年額保険料の 12 分の 1 になっています。

■転入・転出等（住民異動の届出があった時）

【 質 問 】

転入してきたのですが、介護保険料が年金から天引きされていたのに、納付書が送られてきました。また、前住所地の市町村と保険料が異なるのはなぜですか。

【 答 え 】

転入された場合、前住所地の市町村では、保険料を転入月の前月分までとして精算し、同時に保険料の特別徴収（年金からの天引き）中止の手続きをとります。一旦、特別徴収（年金からの天引き）が中止された場合、再開は翌年度以降となりますので、その間は納付書（又は口座振替）で納めていただくこととなります。

また、介護保険料は、各市町村で介護サービスにかかる費用等をもとに算定していますので、お住まいの市によって金額が異なります。柏原市の第 5 段階の保険料（基準額）は年額 79,050 円となっています。

なお、転入された場合は、前住所地の市町村に市民税課税状況等を照会し、その結果が確認できるまでの間は基準額である第 5 段階保険料により納付書を発送する場合があります。

この所得照会の結果、ご本人様やご家族の市民税課税状況等から所得段階が変更される場合がありますが、すでに納期が過ぎた月の納付額は変更せず、残りの納期未到来分で年間増減額を調整します。

【 質 問 】

柏原市から転出した場合、保険料はどうなりますか。

【 答 え 】

保険料は柏原市と新住所地で月割り計算となります。例えば、1月20日に転出した場合、12月分までが柏原市、1月分からは新住所地で保険料がかかります。

転出後、柏原市でかかる月分の保険料を更正通知書にてお知らせします。柏原市に納め過ぎの保険料がある場合は、後日還付通知が送付されますので手順に従って手続きいただきますようお願いいたします。未納の保険料がある場合は納付書で納めていただくこととなります。

【 質 問 】

死亡した場合、保険料はどうなりますか。

【 答 え 】

市民課の死亡届の手続きにより、死亡日の翌日が資格喪失日となります。この資格喪失日の前月までを月割り計算し、過不足が生じる場合は、後日、通知書にてご遺族にお知らせいたします。死亡された方が年金を受給していた場合、ご遺族は年金保険者（日本年金機構、共済組合等）に手続きいただきますようお願いいたします。ご遺族が死亡届を提出しても年金保険者が年金からの保険料の徴収を停止するには2から3か月程かかるため、死亡後に振り込まれる年金から介護保険料が徴収されることがあります。その場合、年金保険者の処理結果を待って柏原市から還付することになります。

■年金からの天引き（特別徴収）の方

【 質 問 】

年金からの天引きの通知をもらいましたが、口座振替に変更できますか。

【 答 え 】

納付方法の変更はできません。介護保険法に基づき、原則として、年金受給額が年金18万円以上受給されている方は特別徴収（年金からの天引き）することになっており、ご希望により納付書や口座振替による納付方法に変更はできません。これは被保険者の保険料納付の利便を図るとともに、収納関係経費を抑え、確実な収納を行うために法律で定められていますので、ご理解をお願いします。

【 質 問 】

これまで介護保険料は年金から天引きされていたのに、納付書が届きました。

【 答 え 】

これまで特別徴収（年金からの天引き）の方が、次の事由により、年金からの天引きが停止となることがあります。

この場合、しばらくの間は普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただくことに

なります。

- ・ 他市町村から転入してきた場合
- ・ 受給されている年金の種類が変わった場合
- ・ 年金の現況届の提出が遅れた場合
- ・ 年金を担保に借り入れされた場合
- ・ 税の修正申告などにより、介護保険料額が減額となった場合

※税の修正申告などにより、介護保険料額が増額となった場合は、増額分のみが普通徴収となり特別徴収とあわせて納めていただきます。

■保険料について

【 質 問 】

65歳以上の人の介護保険料はどのように決められますか。

【 答 え 】

柏原市で3か年の間に必要な給付費用を負担していただくため、65歳以上の人数や所得状況等を勘案して、基準額（第5段階）を算定し、15段階の保険料となっています。

給付費用のうち、国・府・市負担が約50%、40歳から64歳の方の負担が約27%、65歳以上の方の負担が約23%となります。

【 質 問 】

保険料の通知は、毎年いつ頃に届きますか。

【 答 え 】

介護保険料は4月から翌年3月までを1年間とし年間保険料を賦課します。当該年度の4月1日を賦課期日として前年の合計所得金額等により保険料を算定しますが、市民税の課税状況が確定する6月までは前年度の課税状況等により仮決定され、7月に当該年度課税状況等により年間保険料を本決定します。

普通徴収（納付書または口座振替）の方は、4月上旬に1期（4月）から3期（6月）までの仮決定保険料に関する通知を、7月上旬に4期（7月）から12期（翌年3月）までの本決定保険料に関する通知をお送りします。7月に決定された年間保険料より仮決定保険料を差引いた残額を4期から12期で納めていただくこととなります。

特別徴収（年金からの天引き）の方は、4月・6月・8月を仮徴収、10月・12月・2月を本徴収とし、7月上旬に本徴収額に関する通知をお送りします。4月から8月は当年2月と同じ額を特別徴収（年金からの天引き）し、7月に決定された年間保険料になるように10月から2月までの特別徴収（年金からの天引き）額で調整します。

なお、4月または6月に徴収方法が普通徴収から特別徴収へ切り替わる場合は、4月にも通知をお送りします。

【 質 問 】

生活が苦しく、保険料を支払っていくことが困難です。どうすればいいですか。

【 答 え 】

介護保険制度では、65歳以上の方すべてに保険料を賦課することを原則としており、保険料額を決める時点の所得や課税状況を反映しています。

ただし、特別な事情（収入の減少や生活困窮、災害など）で一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減額、免除などが受けられる場合もあります。お早めに高齢介護課 介護管理係までご相談願います。

【 質 問 】

介護保険料を滞納すると、どうなりますか。

【 答 え 】

特別な事情もなく保険料を滞納していると、地方自治法第231条の3第3項により、地方税の滞納処分の例により、処分（預貯金の差押など）を受けることがあります。

また、介護保険法第66条等により、介護保険料を滞納していると介護サービスを利用した際の利用者負担などの保険給付分に制限が生じる場合があります。

『1年以上の滞納』・・・利用者が費用の全額（10割）を一旦自己負担し、申請により後日、保険給付が支払われることとなります。

『1年6か月以上の滞納』・・・利用者が費用の全額（10割）を一旦自己負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

『2年以上の滞納』・・・未納期間に応じて利用者負担が引き上げとなります。高額介護サービス費（上限を超える額の払戻し）や特定入所者介護サービス費（施設サービスの食費・居住費の上限を超える額の払戻し）等が受けられなくなります。

■税申告

【 質 問 】

介護保険料は税の控除となりますか。

【 答 え 】

介護保険料は、健康保険料、年金保険料と同様に、所得税や市民税の社会保険料控除の対象となります。申告書の社会保険料控除を記入する欄に、前年の1月1日から12月31日までの1年間に納付した介護保険料額をご記入願います（領収書の添付は必要ありません）。

なお、特別徴収で納付した保険料が社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

【 質 問 】

納めた保険料の年額がよくわからないのですが。

【 答 え 】

お申し出があれば、前年の納付確認書を発行いたします。ご自身で計算される場合は、次のとおりご確認願います。納付方法が複数ある場合は、それぞれを合算いただきますようお願いいたします。

① 納付書でお支払された分

お手持ちの領収書（納付書）をご覧願います。領収日付印の日付がその年の1月1日から12月31日までのものを合計いただきますようお願いいたします。

② 口座振替でお支払された分

通帳に印字された振替日がその年の1月1日から12月31日までのものを合計いただきますようお願いいたします。また、口座振替の方については、1月下旬に介護保険料口座振替済通知書をお送りしますのでご確認願います。

③ 年金から徴収された分（特別徴収分）

年金支給日がその年の1月1日から12月31日までのものが対象となります。年金保険者（日本年金機構等）が発行する「公的年金の源泉徴収票」をご確認願います。年金から徴収された介護保険料が社会保険料の金額として記載されています。（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料がある場合は合算額となりますが、摘要欄に内訳が記載されています。）